

鳥取県告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団上原クリニック	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目962-2	平成25年1月25日	平成25年3月1日	訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション